

「徳島県感染症予防計画（原案）」概要

1 計画改定の趣旨

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、国が定めた「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」及び本県の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、現計画を改定するもの。

2 計画期間

令和6年から令和11年まで（6年間）

※一部項目は3年目に中間見直しを行う

3 基本的な方針

感染症の予防のための施策の実施に関する基本的な計画であり、感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的とし、「感染症法」及び「基本指針」に基づき、感染症の患者等の人権を尊重し、地域の実情に即した感染症対策を総合的かつ計画的に推進する。

4 主な改定内容

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「感染症法」や「基本指針」の改正に即するとともに、本県の実情に応じた計画に改定する。

○数値目標の設定

新興感染症の発生・まん延時への備えを平時から推進するため、「病床の確保」や「発熱外来の設置」といった新興感染症発生・まん延時の対策について、県と医療機関等との間であらかじめ協定を締結する制度が創設されたことから、当該協定を締結した医療機関の数等について、数値目標を設定。

○記載事項の充実

「基本指針」において、「患者の移送」や「宿泊療養施設の確保」、「外出自粛対象者の療養」、また「保健所の体制確保」といった項目の新設をはじめとする改正が行われたことから、当該改正に即するとともに、本県の新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、記載事項を充実。